愛媛ＤＸグループ（ＥＤＸＧ） 規約

(名称)

第１条 この会の名称は愛媛ＤＸグループ（ＥＤＸＧ）という。

(グループの事務所)

第２条 このグループの事務所は副会長宅におく。

# (グループの目的)

第３条 アマチュア無線に関する調査研究を図るとともに、主に海外との交信をとおして世界並びに会員相互間の友好を深め、アマチュア無線の発展に寄与する事を目的とする。

(会費)

第４条 グループ員は、年会費２，０００円を納める事とする。

# (退会)

第５条 グループ員は、次の場合資格を失う。

1. ２年間会費を滞納したとき。

ただし、本人より申し出があった場合は総会にて承認された場合は２年間の休会が取れるものとし、その後２年毎に総会により決定する。

1. 死亡したとき。
2. 電波に関する法令に違反して罰せられたとき。

# (役員)

第６条 このクラブは、次の役員を置く

1. 会長兼監査 1人
2. 副会長兼会計 1人

(役員の選任)

第７条 役員は毎年の春の総会時に会員の中から選挙により選出する。

(任期)

第８条 役員の任期は翌年春の総会までの原則１年とする。ただし、再任を妨げない。

# (役員の業務)

第９条 役員は次の仕事を行う。

1. 会長は、このグループの代表者でクラブ全体のとりまとめを行う。
2. 副会長は、会長を補佐しグループの会計及び事務手続きを行う。

# (会議)

第10条 このクラブの会議は、次のとおりとする。

1. 総会：毎年1回会長が招集し、年度行事、予算、グループの在り方を提案し決定する。
2. 会議での決定は正員の３分の１以上の出席を必要とし、出席者の２／３の賛同を必要とする。

# (経理)

第11条 このグループの会計年度は毎年の４月１日から翌年月の３月３１日までとする。

第12条 会計監査は総会実施月に会計監査を行い、総会で報告して承認を得る。

# (ドネーション)

第13条 グループ員又は他のグループからドネーションの依頼があった場合は別に定める「ドネーションのルール化について」に基づき実施する。

# (会員の慶弔)

第14条 グループ員の結婚、10日以上の入院、死亡の場合は、慶弔見舞金として1万円を支給する。

第15条 その他の事項については、本人又は正員の申し出により第14条を基準として会長及び副会長が決定し実施する。

ただし、上記の額の範囲内とする。

# (その他)

第16条 このグループの運営･事業に係る明細については、総会で決定する。

(附則)

この規約は平成２２年５月８日の40周年記念大会より新規に実施する。

○平成２３年６月２５日 一部改定